

○延長保育の申込とお願い事項について

項目	説明とお願い	備考
利用者	2・3号認定の保育標準時間認定の方のみ利用できる。 (保育短時間認定の方は利用できません。)	
申込	「延長保育申込書」(黄緑色用紙)に必要事項を記入の上提出する。 延長保育希望時間は通常の勤務時間(定時)から算出して下さい。 (遅くなる場合は、ご連絡いただければ大丈夫です。)	※遅くなる日ではなく、通常の時間で算出する。
許可	「延長保育を実施します」(黄緑色用紙の切り取った紙)を、承認された方に、4月1日(休日の場合は、翌開園日)にお渡しします。 また、勤務時間の変更等で延長保育が必要になった場合は、隨時お渡しします。	
利用時間	許可された時間内で利用できる。	
お願い	<p>①仕事が終わり次第すぐにお迎えに来る。 ②仕事の都合で、指定の時間が過ぎる場合は、必ず連絡をする。 ③仕事がお休みの時は、朝は8時30分以降に登園し、 <u>午後4時30分までにお迎えをする。(延長は利用できない。)</u></p> <p>※延長保育は対応する先生が少なくなりますので、上記の事項をお守りください。</p>	<p>※参観等で仕事を休まれた方は、 <u>早朝保育・延長保育は利用できません。</u></p>
産休時	指定通りの延長はできる。	
育休時	延長保育は利用できない。	保育短時間認定に変更する

○延長保育の利用者負担について

午後6時以降の延長保育を申込まれる方には、利用者負担をいただきます。これは、この事業の必要経費（職員の残業手当・光熱水費等）を一部利用者に負担していただくものです。

① 延長保育月額表

延長保育時間	階層区分 (市徴収基準額に基づく)	月額 (一人)	臨時延長保育料 額
午後6時01分 ～ 午後6時30分	A・B階層	1,000円	200円
	C階層	1,500円	
	D階層	2,000円	
午後6時01分 ～ 午後7時00分	A・B階層	2,000円	400円
	C階層	3,000円	
	D階層	4,000円	

※保育標準時間認定の方は、午後6時01分を過ぎた場合は30分毎に200円徴収いたします。午後7時01分を過ぎた場合は、15分毎に300円徴収いたします。月額利用については、契約時間以降は同様の扱いとします。

※教育保育時間（1号）認定・保育短時間認定の方は、原則延長保育はありません。やむをえず延長した（午前8時29分以前と午後4時31分以降になった）場合は30分毎に200円徴収いたします。

※遠足等の行事で集合時間を園で指定する場合は、1号認定と保育短時間認定の方が8時29分以前に登園されても臨時延長保育料はかかりません。（タッチパネルは通常通り操作して下さい。）

② 延長保育の月額利用と臨時延長について

利用形態	申込方法	支払方法
月額利用	延長保育申込書で申込み、許可された方	当月に引き落とし
臨時利用	タッチパネルを操作した時間で自動計算	翌月に引き落とし

※月額利用と臨時利用の変更は、お申し出の翌月からの対応になります。（月途中の変更はできません）